



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

職業がんをなくす運動の前進を

第2回職業がんをなくそう集会 in 福井

10月15～16日「第2回職業がんをなくそう集会 in 福井」(主催：職業がんをなくす患者と家族の会)が三国社会福祉センターで開催され、各地から48人が参加しました。この集会は本年6月13日大阪で「第1回職業がんをなくそう集会」が開催され「職業がんをなくす患者と家族の会」が発足したことを受け、労働安全衛生に取り組むグループが学習と交流に集まったものです。

職業がんの認識を広める

三星化学労組の田中康博世話人代表よりこれまでの劣悪な労働環境と労務管理、今年に入ってからの方組結成と職場改善の歩み、いまだ方組による職場見学を許可せず社内の混乱を治めようとしめない会社の現状が報告されました。方組を結成して職場を継続的に改善していくことの重要性を強く訴えました。職業がんをなくす患者と家族の会の堀谷氏は日本における芳香族アミンによる職業性膀胱がんが多発した歴史的背景を紹介し宮野・石橋裁判の争点を報告。全国労働安全衛生センター連絡会議は、印刷業界で発生した胆管がん事案、ベンジジン膀胱がんの補償事案、トリクロロエチレンによる腸管囊腫様気腫症事案、接着剤製造における胆管がん発生事案、過酸化水素水による気管支喘息の労災認定などの報告をしました。

福井大学医学部の伊藤秀明准教授による記念講演「職業がんとしての膀胱がん」では、膀胱がん因子の紹介、症状所見と健診検査、治療の解説、日本における職業性膀胱がんの歴史、ばく露と潜伏期間、芳香族アミンとオルトトルイジン、アゾ染料の規制などが紹介され、終息したと思われた職業性膀胱がんがまたも確認され、今後経過観察が必要であるとまとめられました。

2日間に渡った分散会では、参加者による豊富な経験交流がされました。三星化学工業の組合員より毒性も知らされずに薬品まみれになって働かれた実態が報告され、支援の声が広がりました。また、



規制の在り方についても意見交換がされました。

広く芳香族アミンの規制を

オルトトルイジンは来年1月1日より特定化学物質障害予防規則第2種に指定されますが、当該事業所ではアニリンなど他の芳香族アミンのばく露も大量にあり、原因物質がオルトトルイジンだけとはい切れません。再びオルトトルイジン以外の芳香族アミンによる職業がんの発生が懸念され、行政への働きかけが今後も重要です。

最後に、あすなろ法律事務所の池田直樹弁護士が、通常は違ったフィールドで活動しているグループがここに集まり経験交流できたことは非常に意義深いことであったと総括しました。

集会宣言では、国際的に立ち遅れた日本の職業がん労災認定基準を改善し、職業がんをなくしていく運動の前進をめざして「第3回職業がんをなくそう集会 in 東京」を成功させること大きな拍手で確認しました。

(職業がんをなくす患者と家族の会 堀谷昌彦)

〈今月号の記事〉

労働法制中央連絡会総会/第6回理事会報告	2面
安全衛生活動の交流 全法務福岡支部	3面
各地・各団体の取り組み 建交労/化学一般/北九州/じん肺キャラバン/北海道/東京地評/本の紹介	4～6面
専修大学労災解雇撤回裁判	7面
過労死防止対策推進シンポジウム(中央)	8面

安倍「働き方改革」にだまされない!労基法・労働時間法制改悪を阻止するたたかいを**2016年度労働法制中央連絡会総会**

労働法制中央連絡会は10月15日、2016年度総会を全労連会館2階ホールで開催。労働法制の改悪を阻止するため、たたかっていくことを確認する総会となりました。総会に先立ち、「雇用の結果と『働き方改革』をめぐる対抗」と題し金沢大学名誉教授の伍賀一道氏が講演しました。

小越洋之助代表委員（労働総研代表理事）が主催者あいさつ。「安倍首相は労働時間の上限規制、同一労働同一賃金など労働組合が要求してきたことを打ち出しているが、派遣法大改悪を強行し、残業代ゼロ・定額働かせ放題の労基法改悪、解雇の金銭解決制度を推し進めようとしている。悪法を打ち破る実りある議論をお願いする」と呼びかけました。

議案提案を伊藤圭一事務局長（全労連・常任幹事）が行いました。情勢を述べた後、取り組みの重点として、安倍「働き方改革」の欺瞞性を暴き広く知らせること、労基法・労働時間法制改悪を止め規制強化を勝ち取ること、解雇の規制緩和を止めること、ブラック企業根絶・使用者のモラルハザード防止、派遣労働者・有期雇用労働者の処遇の改善、直接雇用・正社員化を進めることなどを提起しました。

討論では8人が発言。自由法曹団の鷲見賢一郎弁護士は「働き方改革は、わずかな改善・大きなごま



まとめをする伊藤圭一事務局長

かしだ。不十分なところがいっぱいあるが、いいこともあるので利用しようという言い方は間違っている。本質をはっきりさせてどこで勝負するかだ」と強調。青森連絡会の小丹波学事務局次長は「働き方改革とのたたかい方は難しい。中央から地方への情報伝達が重要。迅速にホームページなどに載せてほしい」と要望しました。長野県労連の野口綾子事務局長は「安倍働き方改革の攻撃をピンチはチャンスととらえ、若い人たちに希望を与えられる、人権が守られる働き方を求めて前向きにがんばりましょう」と呼びかけました。（全労連 高島牧子）

第6回理事会 12月9日第19回総会**震災学習会は2017年4月22日開催**

第6回全国センター理事会が、11月2日に平和と労働センターで開催されました。

開会にあたっての福地理事長のあいさつでは、「電通過労自死事件は過労死防止月間と重なった。マスコミでも話題になっている。安倍政権も『働き方改革』を言わざるを得なくなった。変えていくチャンス。『本当の働き方改革』を示していくことが必要。過労死防止法も3年経過し見直しの時期。何を見直すべきなのか全国センターからも発信を」と、総会議案の議論とあわせ、長時間労働是正に向けた運動を呼びかけました。

経過報告で、各地方・各団体の取り組みを交流。各地の労災事案の報告や、東北ブロックや北海道ブロックなどブロックセミナー、京都の「働き方を見直す集会」など各地の学習交流集会の報告が行われたほか、重大なバス・トラック事故や電通過労自死事件を受けて、過労死問題に関するマスコミからの

問い合わせが増えていることなどが報告されました。

協議事項では、①12月9日開催の第19回総会にむけ、総会日程の確認、総会諸役員の確認、「いの健」賞表彰団体の確認を行った他、議案の討議を行いました。労災などの被災者救済の取り組み、過労死をなくす（予防する）取り組み、次世代の労安活動家の養成についてなど、情勢や運動方針について活発な意見交換を行いました。②12月17日に開催するアスベスト学習会のタイムテーブルと、参加費を500円とすることを確認。学習会の成功に向け参加者の組織を行っていくことを確認しました。③震災学習会について、開催日を2017年4月22日とすることを確認。支援者（被災者なのに）の健康対策を中心に学習会の内容を検討していくことと参加費を設定することを確認しました。

（全国センター 仲野 智）

シリーズ 安全衛生活動の交流

第48回

全法務省労働組合九州地方本部

福岡法務局健康安全管理委員会の活動と全法務福岡支部のとりくみ

国家公務員には、労働安全衛生法などの規定は適用されず、健康安全に関する規程は人事院規則で定められています。人事院規則10-4第14条は、職員の意見を聞くための措置を講じなければならないと規定し、その運用として「健康又は安全に関する委員会」の設置、「職場懇談会」の開催、「提案制度」の採用などを掲げています。

施策を継続・発展

福岡法務局では、毎年秋と春に人事院規則10-4第14条に基づく健康安全管理委員会を開催し、職員の健康問題に関する諸施策の点検・総括と企画・立案を行っています。

委員会は、局幹部序列5番目の管理官を委員長とし、委員長指名という形で労働組合員代表が最大6人参加し、労使同数の立場を堅持しつつ議論に参加しています。

全法務の方針に基づく労使交渉の積み上げもあり、ここ数年間は、当局の姿勢にも評価できる点が現れてきています。昨年度から体系化された具体策は以下のとおりです。

第1に各種研修の実施、第2に心の健康の維持増進策として、①メンタルヘルスセルフチェック、②個別カウンセリング、③所属長による個別面談、④メンタルヘルス相談室の活用、第3にストレス要因を除去する施策として、①職場会議の開催、②各種教材の配付、第4に、長期病気休暇者や退職者の職場復帰プログラムの策定・実施がその内容です。

これらの施策は、毎年2月開催の委員会で総括され、継続発展させる予定です。

また、今年度から「ストレスチェック制度」が導入されたこともあり、6月に臨時的に委員会が開催されて、実施要項を確定させ、10月から実施しています。

人事評価制度の弊害

福岡支部は、働くもののいのちと健康を守る福岡地区連絡会（略称：いの健福岡）に結成当時から結集するとともに、昨年度開催された「いの健全国センターの中央カレッジ第1～4課」や労働安全衛生中央学校に本部代表とともに参加してきましたが、国公の仲間の参加がもう少し増えればいいというのが率直な感想です。



九州セミナー in 沖縄・プレセミナーに参加

国家公務員に人事評価制度が強行されて7年になりますが、とりわけ法務省の職場ではその弊害が至る所で現れています。全法務九州地本が提起した「超過勤務・時間外勤務・休暇取得等実態調査」には、職場の凄まじい実態、展望を持ち得ない職員の「生の声」が寄せられてきています。

昨年から実施されている全職員を対象にした「巡回カウンセリング」のカウンセラーによると、3割の職員が「相談室利用」を要し、1割が「極めて危険な状況」にあるとの指摘がなされ、何よりも5割が「そっとしておいて欲しい」という意見を述べているとの報告は衝撃的でもありました。

原因がここ十数年来の定員削減の強行にあることは明白ですが、職員相互の意思の疎通ができにくくなってきたことに最大の原因があると考えています。

また、全法務九州地本は2008年に全職場衛生委員配置構想を提起し、先進的な取り組みを行ってきましたが、いまだ、職場に定着していないことの現れでもあります。

健康な職場はたたかいとるもの

国公労働者の健康状態は、どの職場でも放置できない課題であると思います。「健康主権者」なる概念のもとに、健康な職場は闘いとるものであり、健康な働き方（ディーセントワーク）は、全ての職場で必ず実現させなければならないものという命題を要求の基本に据え、健康安全に関する職場での議論をこれからの労働組合運動に期待したいものです。

（全法務省労働組合九州地方本部福岡支部
江崎 洋）

各地・各団体のとりくみ

北九州

働かないアリに意義がある

25周年記念企画

10月1日、北九州労健連・25周年記念企画がリーセントホテルで76人の参加で



行われ、長谷川英佑准教授（北海道大学大学院）による「働かないアリに意義がある～組織の効率と存続について」の講演が行われました（写真）。

長谷川氏は「アリには働き者のイメージがあるが巣の中のアリの7割ほどが何もしていない。動物・昆虫も働く（筋肉を使う）と尿酸がたまって疲れてくる。働くアリが休んでいる時、働かないアリが働く、いつも誰かが休んでいる巣の方が存続できる。短期的な効率を犠牲にしても長期的存続を選択してきた。人間社会では、ブラック企業が社員を潰れるまで働かせ、人を入れ替えて短期的な効率を最大化している。組織をうまく動かすためには無駄が必要。管理職の能力が非常に大事で、個々人の能力をみて生かされるように配置することが大事だ」と話しました。また、「アリやハチもストレスを与えればウツになり引きこもることもある。人間は感情の動物、人間は無駄なことを楽しむことができる。様々な人がいないとダメです」と働き方への問題提起を行いました。

組織が永続的に存続するためには、アリやハチの生態に学ぶことが大事です。

（北九州労健連 永野忠幸）

化学一般

「要求は大胆に、仲間大切に」

第31回大会・30周年レセプション

10月1～2日、大津市において化学一般労連31回定期大会を開催しました。1日目の大会終了後、化学一般労連結成30周年の記念レセプションが開かれ、歴代の中央執行委員や来賓を含め110人が参加しました。

大会は運動方針等の提案と役員選出についての報告、その後、特別講演の「漫談で切る!自民党の改憲草案」がありました。講師の小林康二氏は、「全大阪金属」という大阪の産業別労働組合の専従委員長を退職後、芸人の世界に入ったという異色の講師

です。安倍総理との対談というかたちで現憲法の国民の権利を義務にすり替え、国民を縛り、戦前のような、戦争ができる憲法へと変質させる企みを面白く話しました。

レセプションは、大同塗料支部の仲間たちの弦楽四重奏で始まり、化学一般労連の前身である化学一般全国協議会の初代議長・橘田さんによる乾杯、30年を振り返るスライドショー等が行われました。「仕事はまじめに、要求は大胆に、仲間は大切に」という組合のスローガンの重みを確認しました。

（化学一般 榎本光男）

建交労

いつ倒れてもおかしくない過酷な実態
「トラックの日」行動

建交労全国トラック部会は、10月7～15日にかけ、「トラックの日」行動を実施しました。



部会で 運転手にアンケートをよびかける

は、毎年10月9日の「トラックの日」に合わせて、医療機関や医労連の協力を受け、各地の高速道路パーキングエリアやサービスエリアトラックステーションなどで健康チェック（血圧検査・尿検査・体脂肪率）をおこない健康管理をよびかけ、トラック労使共同の『安全・安心で魅力あるトラック産業を実現する請願』署名や春闘アンケートなどにとりくみ、対話と組合加入をよびかけてきました。

今回の「トラックの日」行動は、全国12カ所で開催。トラック労働者との対話の中では「荷待ちの待機時間は、賃金にならないので何とかしてほしい」「一度車庫を出れば、一週間は家に帰れない。その間の休憩場所は、車両内ベッドだ」「長距離運転から戻っても、休む間もなく次の運行が待っている」など、過酷な仕事の状況が語られ、健康チェックをおこなった看護師からは「血圧の高いドライバーが多い。運転中にいつ倒れてもおかしくない人たちが、高速道路を走っており不安」「仕事が大変すぎて、メンタルに不安を感じられる人もあった」と感想が寄せられました。トラック労働者の労働環境の改善は急務となっています。

（建交労 福富保名）

各地・各団体のとりくみ

じん肺
キャラバン

ハザードマップの作成を要求

2016年なくせじん肺全国キャラバン

第27回目となった「2016年なくせじん肺全国キャラバン」は、9月26日から10月17日、18日の東京集結行動まで3週間にわたって取り組まれました。全国各地の多くの支援者の協力を得て47都道府県において、「私たちの提言」で掲げた改善要求を各自治体の首長、議会や労働局、国交省地方局、保安監督部等への要請行動で訴えました。特に、トンネル建設工事の恒常的な残業を改善し8時間労働を実現すること、建物解体、改修工事に伴うアスベスト粉じん曝露防止対策の徹底やアスベストの「ハザードマップ」の作成等を強く訴えました。

厚労省本省に対しても恒常的な残業の改善を強く訴えましたが、誠意ある回答は得られませんでした。厚労省には、緊急課題として肺炎の予防接種を労災補償に含ませる改善も求めましたが、昨年からの引き継ぎもなく、参加者の強い怒りを買いました。

環境省本省では、石綿救済法の補償法への改正や石綿健康管理手帳の交付対象者の拡大を強く訴えましたが、同様に誠意ある回答はありませんでした。

「ハザードマップ」の作成については時間切れで議論できず、後日改めて要請行動に取り組むこととしました。



最後は国会周辺を請願デモ行進

本年の集結・院内集会では、全国の闘いについての基調報告やトンネルじん肺救済法の制定、建設アスベスト基金の創設の訴えの他、じん肺、アスベスト被害の実態について、炭鉱、トンネル、建設アスベストの各原告、家族から話してもらい、改めて被害の深刻さを共有しました。

また、最高裁や日鉄鉱業、三井金属、三菱重工、住石マテリアルズ等の加害企業への社前行動、要請行動も取り組まれました。

今後もキャラバン行動を軸としたじん肺・アスベスト被害根絶と被害者の早期救済に向けた運動をさらに強化していきたいと思います。

（全国じん肺弁護士団連絡会 鈴木剛）

北海道

ひろがる格差・人間らしい働き方をめざして

北海道セミナー in 日胆

「ひろがる格差すむ健康破壊一人間らしい働き方をめざして」をテーマに「働く人びとのいのちと健康をまもる北海道セミナー in 日胆」が、10月22日～23日に苫小牧市で開催されました。全道から市民、労働者、被災者、支援者など129人が参加しました。北海道セミナーは、これまで「ローアン」の灯を各地でともそうと札幌市の他に旭川や函館など4都市で開催。今年は、道内最大級の工業地帯の日胆地域（室蘭市・苫小牧市など）での開催となりました。

福地保馬実行委員長（北海道大学名誉教授）は開会挨拶で「安倍首相の『働き方改革』は、労働者を飴という鞭でたたくようなもの」と厳しく批判（写真）。宮崎有広現地実行委員長（勤医協苫小牧病院院長）は「苫小牧は労働者の町、管内の労災死者数は札幌の労基署と同じ、今年上半期の労災事故は昨年比6%も増えている。セミナーを通じて人間らしくまともな働き方ができるようにどのように近づけていくかを学んでいただきたい」と訴えました。

「ひろがる格差・人間らしい働き方をめざして」

と題して講演した川村雅則氏（北海学園大学経済学部教授）は、「世界で一番、企業が活躍しやすい国を目指す『働き方改革』か、人間らしい働きがいのある仕事づくりのための『改革』かの対決が鮮明になる中で職場や地域の具体的なとりくみを一步一步すすめよう」と訴えました。その他に「北海道建設アスベスト訴訟のたたかい」「さっぽろ青年ユニオンの過酷な青年労働者の実態とユニオンのとりくみ」などの実践報告がありました。



2日目には「長時間労働・過労死・パワハラ」「石綿など職業性疾患」「医療・介護・福祉労働者の健康」の分科会があり、取り組みの交流がありました。

青年の労働環境の厳しさを反映してか、20～30代の青年層の参加が例年よりも多くみられたセミナーとなりました。

（北海道センター 村井勇太）

各地・各団体のとりくみ

東京
地評

あるべき雇用法制を考える

第10回東京働くものの権利討論集会

第10回東京働く者の権利討論集会が11月12日、大塚ラパスホールで開催され、80人が参加しました。

記念講演は、高橋賢司立正大学法学部准教授が「安倍『雇用改革』の問題点と今後のあるべき雇用法制」と題して行いました(写真)。

講演では、80年代から始まった「フレキシビリティ」論がいまだに主張され、労働分野の規制緩和が進められようとしていること、しかし、先例とされるドイツなどEUの場合は、一部の緩和が行われた場合でも、上限規制やインターバル制などの根幹部分は守られ、もはや古い議論になっていると指摘。また、深夜労働規制があわせて必要としました。

後半は、「非正規労働者の権利と組織化」「労働裁判勝利のためのたたかい方」「団体交渉と労働委員会の活用」「事例から学ぶメンタルヘルス対策」の4つの分科会が行われました。



メンタルヘルスの分科会では、ストレスチェック制度の概要と産業医が関わったことでメンタル不全による休職者数が減った取り組みなどが報告されました。また、面接時の扱いや職場改善への活かし方など具体的な労組での検討事項について意見交換をしました。

あわせて、介護労働者の過重労働の実態と健康問題についての報告を受け、介護保険制度の改悪が狙われる今、検討すべき分野であることが共通認識となりました。(編集部)

「いの健」活動の力に 新刊本紹介

いのちの証言・二硫化炭素中毒 (吉中丈志著)

副題は「ラマツィーニ、現代によみがえれ」。ラマツィーニは「働く人々の病氣」を記した産業医の父と呼ばれています。レーヨン製造過程で使われる二硫化炭素による中毒は、熊本民医連からの呼びかけて始められた患者掘り起こしから始まり、企業城下町でたたかう決意をした労働者と弁護団、支援する会が力を発揮し勝利的和解を勝ち取りました。

著者は京都民医連の医師として、長く取り組みを進めてきました。人々の活きた営みとして医療をとらえることが医療と医学の原点を振り返ることになる、と筆者は執筆の意図を述べています。

(注文先: かがわ出版 ☎075-432-2868)

人間らしく働くー愛知健康センターものがたり

(愛知働くもののいのちと健康を守るセンター著)

愛知センターが支援してきた労災認定の取り組みを通して、新社会人に伝えたいことを凝縮。職場の実態、遺族の思い、そして労災事故にあったときにどうしたらよいのかを解説しています。証拠集めの方法や弁護団、支援する会、いの健センターの役割にも触れています。いのちと健康を不断の努力で守ってきたセンターの知恵と力が詰まっています。

(注文先: 愛知センター ☎052-883-6966)



ストレスチェック時代のメンタルヘルス

(天笠崇著)

「ストレスチェック時代の予防活動には労働組合の力が不可欠」という問題意識で書かれた本書です。Ⅰ部は精神科医として関わった過労自殺事案から「知って役立つ働く人のメンタルヘルス」がまとめられ、Ⅱ部では、ストレスチェック制度の概要と不足している8点(調査項目・「高ストレス」と集団分析のリンク・実施者・専門医・面接指導の申し出・科学的根拠)を指摘しています。また、長時間労働とうつ状態の関係についての研究を紹介しています。(注文先: 新日本出版社 ☎03-3423-8402)

復職に向けた配慮もないのに、解雇を容認 専修大学・労災解雇撤回裁判 東京高裁で不当判決

9月12日、東京高裁は、専修大学労災患者解雇事件について、解雇は有効とする判決を言い渡しました。この事案は、労災保険を受給休業中の労働者に対する解雇について2013年7月に東京高裁の「労基法19条に違反し無効」とした判決を、最高裁が2015年6月に不当にも破棄し、原审に差戻したものです。

差戻審では、解雇が解雇権乱用にあたるかどうか争点となっていました。

証人調べもせず、判決

差戻し戻審は「業務上疾病による労務不提供は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行とはいえないことから例外として解雇を制限するが、その場合であっても、労働基準法81条の要件を満し、同条による打ち切り補償が行われたときは、解雇までの間において業務上疾病回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も認められるもの」とした上で、専修大学の対応にはまったく触れず、「解雇権の乱用には当たらず解雇は有効」としました。

専修大学は、労災認定を受けて休業中だった労働者に対し、一貫して解雇を主張。職場復帰のためのリハビリ就労についても受け入れていません。業務上疾病の回復に対して配慮を全く欠いたものであり、解雇権ないし打ち切り補償制度の乱用であることは明らかです。証人調べの要求にも全く応じないま



判決の説明をする渡辺祐樹弁護士

ま、「的確な主張立証はない」という判決には驚くばかりです。

原告は上告を決意

10月31日には、裁判報告・決起集会が東京都障害者福祉センターで開催され、54人が参加しました。事案の経過と上告審への主張などを学び、判決の不当性を明らかにしていく決意を固めました。専修大学に対しては、北海道短期大学における解雇についての裁判も行われています。

最高裁判決及び差し戻し審の高裁判決は、業務上の傷病により休業している期間が3年を超えた労働者に対して、打ち切り補償を払えば原則として解雇できるというものです。ひいては、解雇の金銭解決にも結び付くものです。たたかいは続きます。

(全国センター 岡村やよい)

建設アスベストの勝利に向け、国と建材メーカーの責任を問う アスベスト学習会

- と き 12月17日(土) 13:30~16:30
- と こ ろ けんせつプラザ東京 (JR 大久保駅から3分、新大久保駅から8分)
〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16
<http://www.tokyo-doken.or.jp/access.html>
- 主なプログラム
 - ①講 演 「建設アスベスト訴訟の到達点と勝利に向けて」
講師 山下登司夫氏(弁護士・全国じん肺弁護団連絡会議代表委員)
 - ②交 流 首都圏支援する会、首都圏原告、泉南アスベスト、北海道原告)
 - ③行動提起
- 参 加 料 500円
- 申し込み TEL:03-5842-5601 FAX:03-5842-5602 (「いの健」全国センター)

いのちをかけた問いかけに応えるのは私たちの責任

過労死等防止対策推進シンポジウム(中央)

過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等防止啓発月間」の取り組みは今年で3回目。43カ所で「過労死防止対策シンポ」が予定され、11月9日には、東京千代田区のイイノホールにて、中央シンポが開催されました。会場いっぱいの約500人が参加しました。

事例の教訓をふまえて防止対策の強化を

過労死防止全国センター共同代表の川人博弁護士は、担当した事案から①海外勤務者②警備員（待機時間評価）③建設コンサルティング社員（発注側にも責任）④広告代理店社員（長時間労働とハラスメント）の事案を紹介し、今後の過労死防止対策への教訓として深める課題として提起しました。

北里大学の堤明純医学部教授は、公衆衛生学の立場から「過労死防止のためのストレス対策」と題して報告。長時間労働が脳・血管疾患に影響することや仕事のストレスが循環器・精神疾患だけでなく筋骨格系の疾患に影響し、仕事上の事故の増加を招くことなどの研究が蓄積されていると報告しました。

また、昨年12月から義務化されたストレスチェック制度について、職場のストレス対策の一次予防として位置づけ、相談体制の整備や労働者・管理職に対する研修、ストレスチェックの結果を用いた参加型職場改善活動などを紹介しました。

裁量労働は長時間労働を生む

3人目の報告者は、伍賀一道金沢大学名誉教授。過労死が社会問題化してからの30年間の雇用と働き方を振り返り、非正規労働者の増加、運輸・飲食店関係の長時間労働の多さなどを指摘。あわせて、労働時間制度の違いによる1カ月間の総労働時間をみると、通常の勤務時間制に比べ、裁量労働・みなし労働、時間管理なしの労働者が長く働いている比率が高くなっていることを示し、上程されている労働基準「改正」法案についての危惧を述べました。

過労死は誰にでも起こりうること

シンポジウムの後半は、東京過労死を考える家族の会・中原のり子代表の進行で、遺族からの訴えがありました。

東北希望の会の前川珠子さんは、大学准教授の夫を過労自死で亡くしました。准教授の任期は10年。終了まで4年を残したところで、東日本大震災に被



訴える高橋幸美さん

災しました。研究室の再建に一人で奔走し、再開のめどが立ってきたところへ研究室の2年以内の閉鎖予告。心のバランスが崩れてしまいました。前川さんは参加者一人一人に「突然の知らせ」が届くことを想像してほしいと訴えました。

続いて、高橋幸美さんからの訴え。娘のまつりさんは「社会に貢献したい」と張りきって2015年電通に就職しました。しかし、残業に加えて自宅での仕事も続き、10月に本採用になった後は、土・日出勤、朝5時帰宅という日もありました。また、パワハラやセクハラがあったこともわかっています。幸美さんは、残業時間の削減、パワハラを許さない企業風土、「36協定」の改善、勤務間インターバル規制の必要性を訴えました。

悲しい教訓を心から受け止めてほしい

岩田徳昭さんは、35歳の長男を脳出血で亡くしました。帰宅が0時過ぎという日が続き、3時までかかった日は車の中で仮眠をとったこともあったといいます。深夜の業務は睡眠時間を奪いました。「是が非でも勤務間インターバルの法制化を」と岩田さんは訴えました。

また、老人福祉施設で会計業務をしていた夫を亡くした大阪家族の会の小池江利さんは、職員が2人退職したあとの補充もなく夫は力尽きたと語り、過労死は誰にでも起こりうることだと訴えました。

閉会あいさつとして、全国過労死家族の会の寺西笑子代表は、「労基法がしっかり守られていれば過労死はなくせる。悲しい教訓を心で受け止め、失ったいのちを無駄にすることなく、過労死をなくしていこう」と訴えました。

多くの人に家族の声を届け、過労死をなくす決意を固めるシンポジウムになりました。

(全国センター 岡村やよい)